

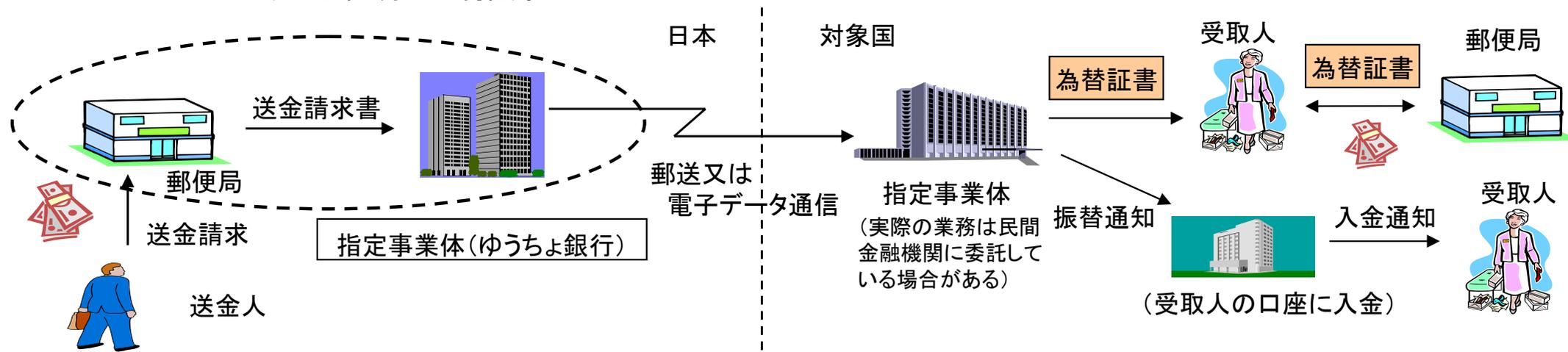
郵便局における国際送金業務について

平成20年1月17日
事務局

国際郵便為替・国際郵便振替の仕組み

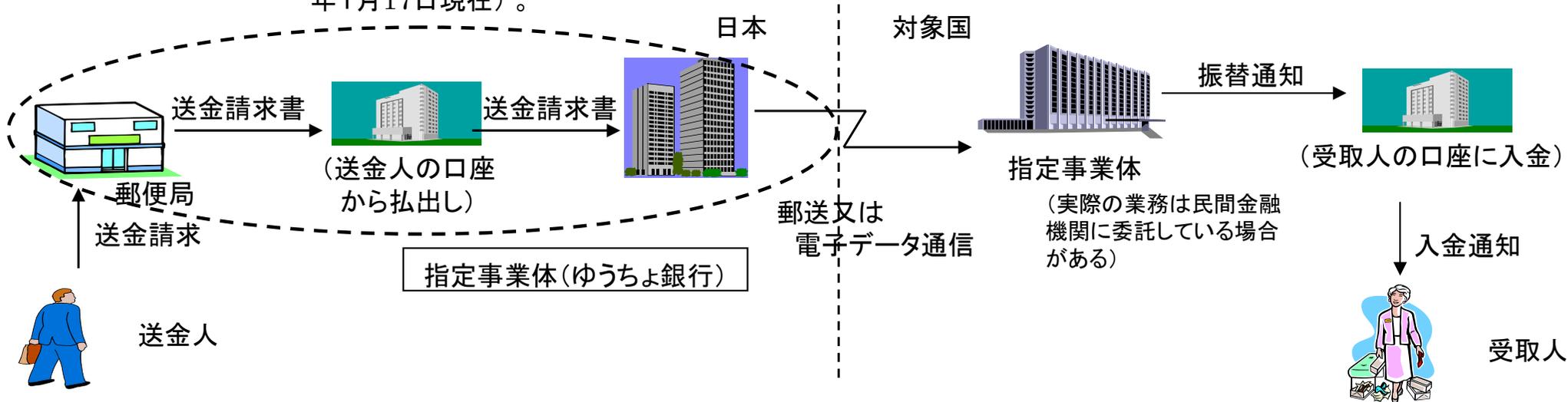
国際郵便為替

○ 顧客からの現金の持込みを受け、仲介国を介し又は直接に対象国の指定事業体に為替証書、目録又は電子データを送付し、対象国において受取人に為替証書を送達し(通常為替)、又は受取人の口座に入金する(払込為替)。指定事業者間の取決め又は二国間条約を結んだ83か国・地域(通常為替)、24か国・地域(払込為替)に送金可能(2008年1月17日現在)。



国際郵便振替

○ 顧客の口座からの送金請求を受け、仲介国を介し又は直接に対象国の指定事業体に目録又は電子データを送付し、対象国において受取人の口座に入金する。指定事業者間の取決めを結んだ20か国・地域に送金可能(2008年1月17日現在)。

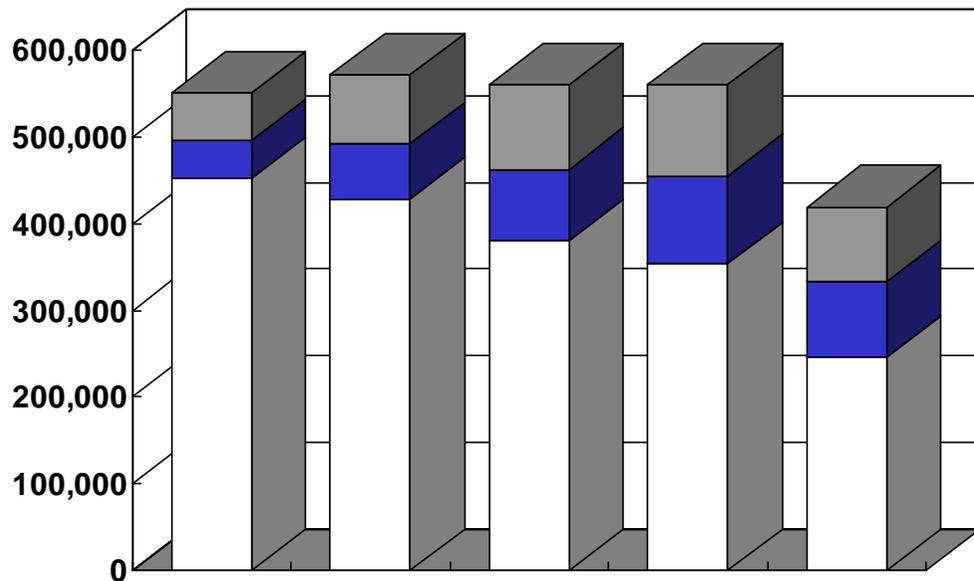


※民営化後のゆうちょ銀行は、上記以外の国際送金業務(外国金融機関との契約に基づく口座あて・口座間送金)も実施している。

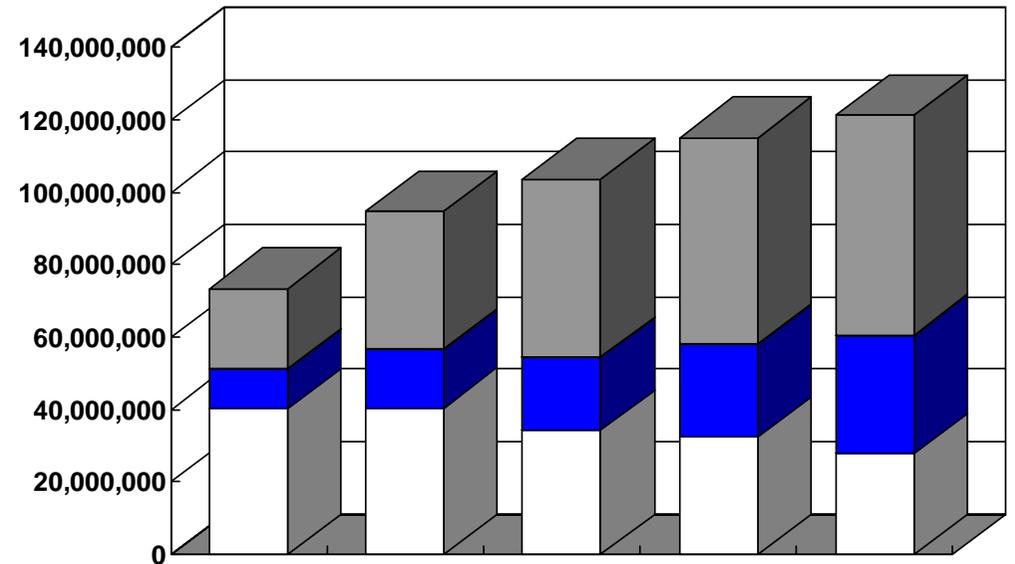
国際郵便為替・国際郵便振替の取扱実績① ～ 振出(外国あて送金)

- 平成18年度の振出件数は全体で約42万件で、平成14年度に比べ27%の減。要因は通常為替の減(46%の減)。
- 平成18年度の振出金額は全体で約1,212億円で、平成14年度に比べ61%の増。主な要因は振替の増(173%の増)。
- 1件当たりの平均金額は、平成14年度の通常為替約9万円、払込為替約25万円、振替約40万円に対し、平成18年度の通常為替約11万円、払込為替約37万円、振替約70万円とそれぞれ増えており、特に振替の増が大きい。

(振出件数) 上段：振替 中段：払込為替 下段：通常為替



(振出金額：千円) 上段：振替 中段：払込為替 下段：通常為替



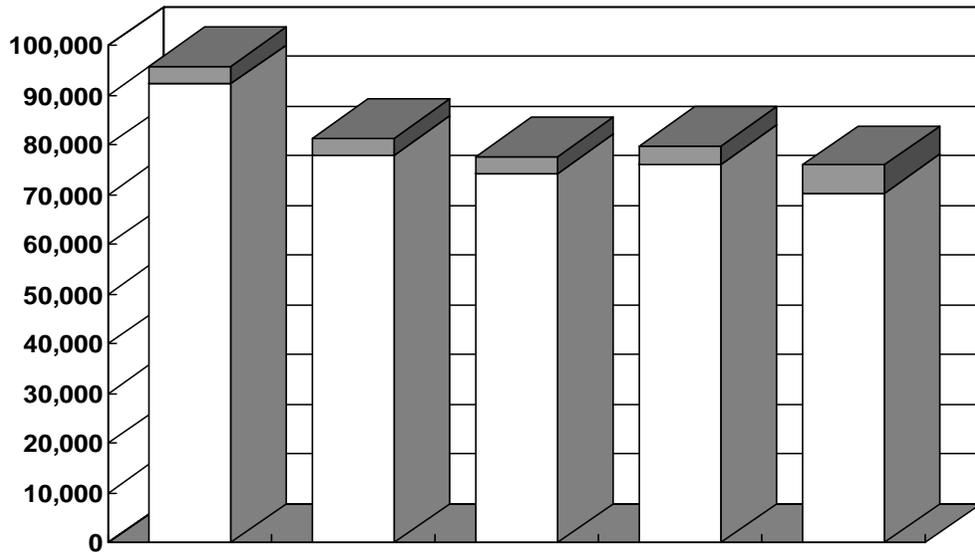
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
振替	54,609	80,377	97,463	105,316	86,029
払込為替	44,157	62,693	82,582	101,447	87,814
通常為替	452,437	428,956	380,071	353,860	245,383
合計	551,203	572,026	560,116	560,623	419,226

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
振替	22,111,571	38,099,170	49,215,295	57,089,363	60,478,682
払込為替	11,011,000	16,167,383	20,100,173	25,570,606	32,722,883
通常為替	40,263,799	40,568,048	34,246,529	32,414,863	27,966,724
合計	73,408,998	94,866,337	103,585,764	115,117,183	121,217,516

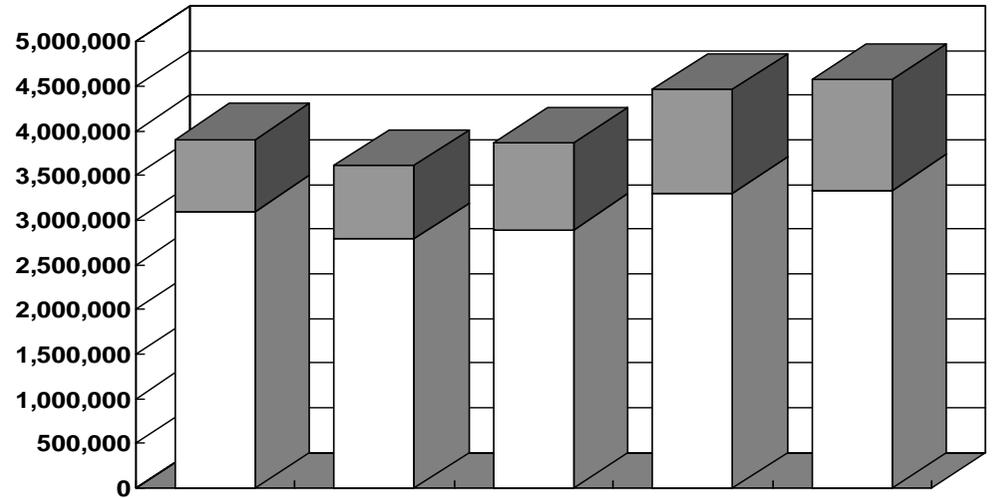
国際郵便為替・国際郵便振替の取扱実績② ～ 到着（日本あて送金）

- 平成18年度の到着件数は全体で約7万6千件で、平成14年度に比べ21%の減。要因は通常為替の減(23%の減)。
- 平成18年度の到着金額は全体で約46億円で、平成14年度に比べ15%の増。要因は振替・払込為替合計の増(45%の増)。
※到着については、受取人の口座に入金するものとして、振替と払込為替は合算して集計されている。
- 1件当たりの平均金額は、平成14年度の通常為替約3.4万円、振替・払込為替約23万円に対し、平成18年度の通常為替約4.7万円、振替・払込為替約22万円と、大きな変化なし。
- 10年ほど前は振出件数と到着件数では振出件数が圧倒的に多かったものの、最近では振出対到着はほぼ6:1で大きな変化はない。

(到着件数) 上段:振替+払込為替 下段:通常為替



(到着金額:千円) 上段:振替+払込為替 下段:通常為替



	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
振替 + 払込為替	3,432	3,360	3,499	3,890	5,553
通常為替	92,335	78,121	74,275	76,032	70,442
合計	95,767	81,481	77,774	79,922	75,995

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
振替 + 払込為替	805,488	820,451	968,613	1,161,095	1,245,130
通常為替	3,098,143	2,793,902	2,892,988	3,303,820	3,334,843
合計	3,903,631	3,614,354	3,861,601	4,464,916	4,579,973

国際郵便為替・国際郵便振替の取扱実績③ ～ 振出件数上位10か国・地域

- 通常為替送金先の件数上位10か国・地域を見ると、平成14年度から平成18年度にかけて、欧州の先進国の順位が下がり、アジアの国・地域の順位が上がっている。また、米国向けは順位は1位を維持しているものの、全体に占めるシェアは低下している(54%→42%)。
- 振替・払込為替合計の送金先の件数上位10か国・地域を見ると、平成14年度から平成18年度にかけて、欧州の先進国や韓国の順位が下がり、中国、香港、オーストラリアの順位が上がっている。また、米国向けは順位は1位を維持し、全体に占めるシェアも上昇している(29%→35%)。 ※払込為替と振替は受取人の口座に入金する点で性格が類似しているため、合計した。

通常為替

平成14年度

平成18年度

国名	件数	シェア
米国	242,990	53.7%
英国	25,427	5.6%
中国	25,329	5.6%
カナダ	16,592	3.7%
韓国	15,887	3.5%
ルーマニア	15,057	3.3%
ドイツ	13,857	3.1%
フィリピン	13,085	2.9%
タイ	10,134	2.2%
フランス	9,957	2.2%



国名	件数	シェア
米国	102,630	41.8%
フィリピン	17,873	7.3%
タイ	16,615	6.8%
ルーマニア	15,773	6.4%
中国	12,844	5.2%
韓国	11,152	4.5%
英国	9,257	3.8%
ベトナム	6,876	2.8%
カナダ	6,236	2.5%
フランス	6,174	2.5%

振替+払込為替

平成14年度

平成18年度

国名	件数	シェア
米国	28,405	28.7%
ドイツ	22,954	23.2%
フランス	10,762	10.8%
英国	9,271	9.3%
韓国	8,884	8.9%
オランダ	4,533	4.5%
スイス	3,050	3.0%
オーストラリア	2,498	2.5%
オーストリア	2,250	2.2%
スウェーデン	1,667	1.6%



国名	件数	シェア
米国	61,268	35.2%
中国	35,139	20.2%
ドイツ	18,762	10.7%
英国	12,240	7.0%
フランス	11,411	6.5%
オーストラリア	8,438	4.8%
韓国	7,862	4.5%
香港	3,342	1.9%
オランダ	2,829	1.6%
スイス	2,578	1.4%

国際郵便為替・国際郵便振替の取扱実績④ ～ 到着件数上位10か国・地域

- 日本あて通常為替の送金元の件数上位10か国・地域を見ると、平成14年度から平成18年度にかけて、欧州の先進国の順位が下がり、アジアの国・地域やブラジルの順位が上がっている。また、米国からの送金は順位は1位を維持し、全体に占めるシェアも大きな変化なし(87%→82%)。
- 日本あて振替・払込為替合計の送金元の件数上位10か国・地域を見ると、平成14年度から平成18年度にかけて、欧州の先進国の順位が下がり、韓国の順位が大きく上がっている(9位:シェア0.9%→1位:シェア41%)。

通常為替

平成14年

平成18年

国名	件数	シェア
米国	80,009	86.7%
フランス	3,015	3.3%
イタリア	2,122	2.3%
スイス	1,123	1.2%
スペイン	987	1.1%
カナダ	984	1.1%
ベルギー	838	0.9%
ドイツ	562	0.6%
韓国	509	0.6%
シンガポール	351	0.4%



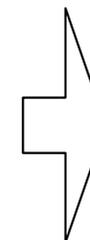
国名	件数	シェア
米国	57,981	82.3%
フランス	2,808	4.0%
韓国	2,139	3.0%
イタリア	1,383	2.0%
スペイン	1,238	1.8%
カナダ	814	1.2%
スイス	649	0.9%
ブラジル	599	0.9%
シンガポール	530	0.8%
台湾	469	0.7%

振替+払込為替

平成14年

平成18年

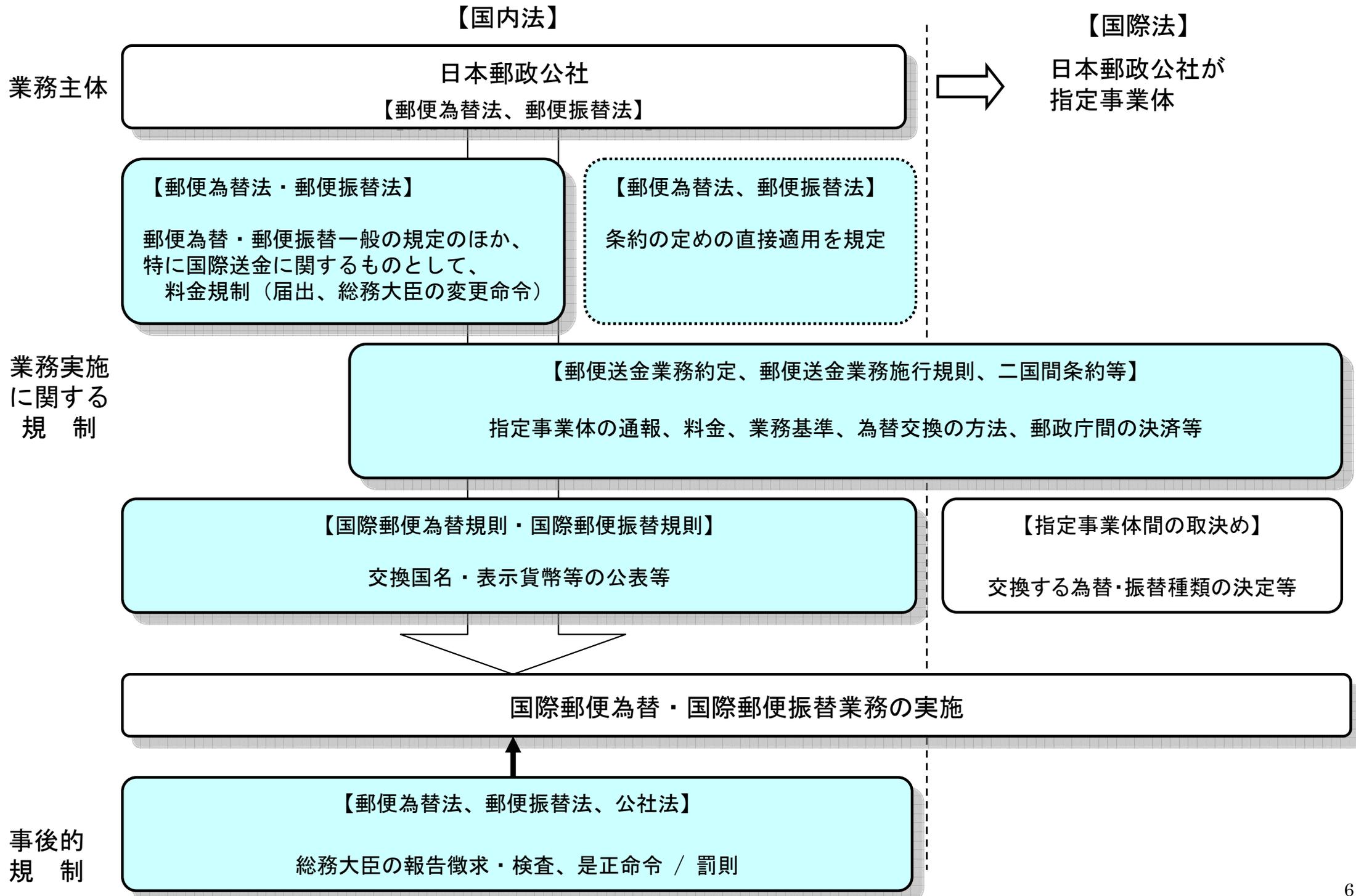
国名	件数	シェア
ドイツ	1,751	51.0%
スイス	705	20.5%
フランス	500	14.6%
オランダ	141	4.1%
イギリス	139	4.1%
オーストリア	70	2.0%
ベルギー	61	1.8%
ルクセンブルク	34	1.0%
韓国	31	0.9%
その他	0	0.0%



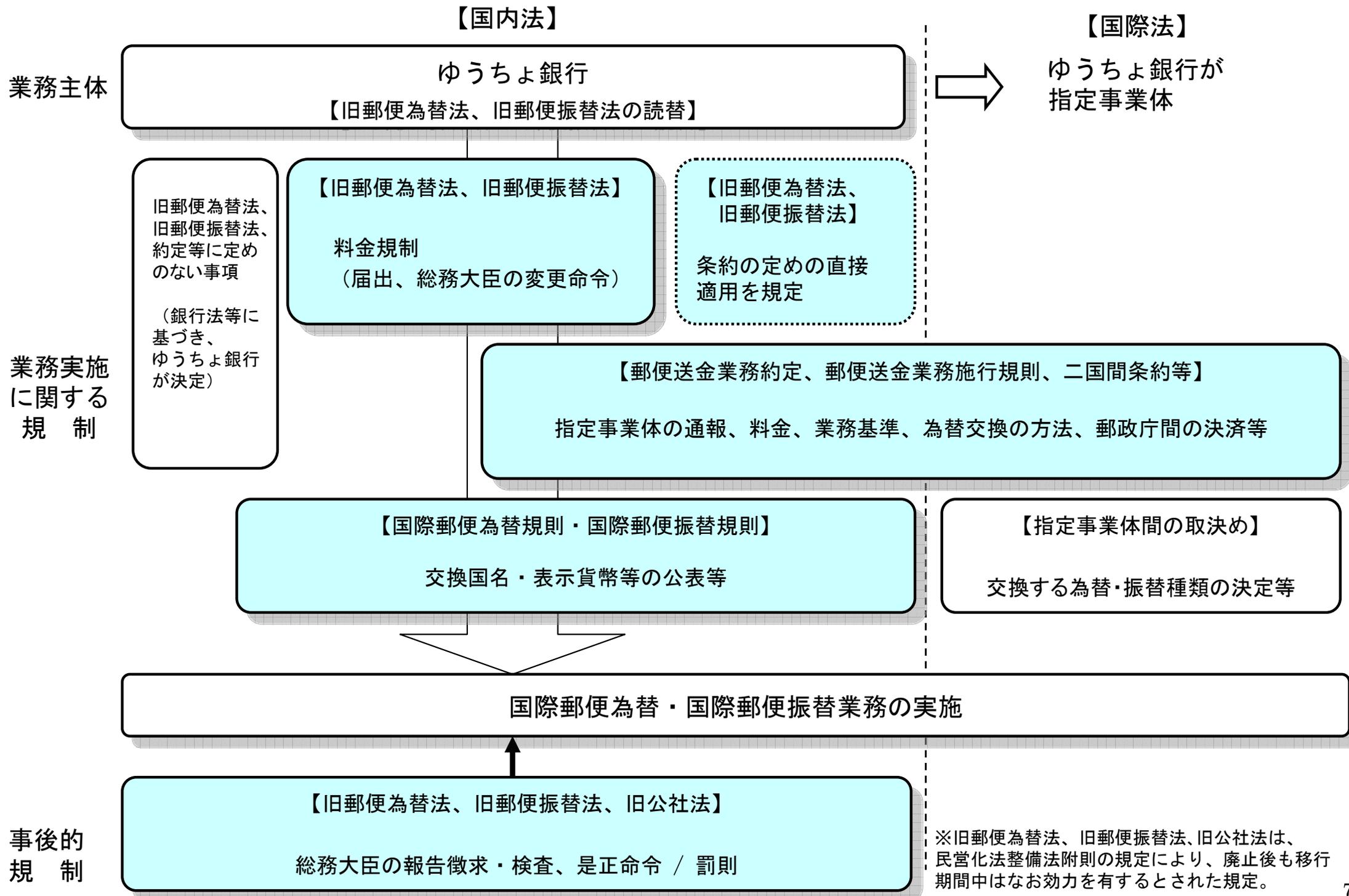
国名	件数	シェア
韓国	2,248	40.5%
ドイツ	1,604	28.9%
スイス	839	15.1%
フランス	498	9.0%
英国	122	2.2%
オランダ	110	2.0%
オーストリア	51	0.9%
ベルギー	38	0.7%
ルクセンブルク	37	0.7%
イタリア	6	0.1%

※米国は日本向けの振替、払込為替を扱っていない。

国際郵便為替・国際郵便振替業務に関する法体系(公社)



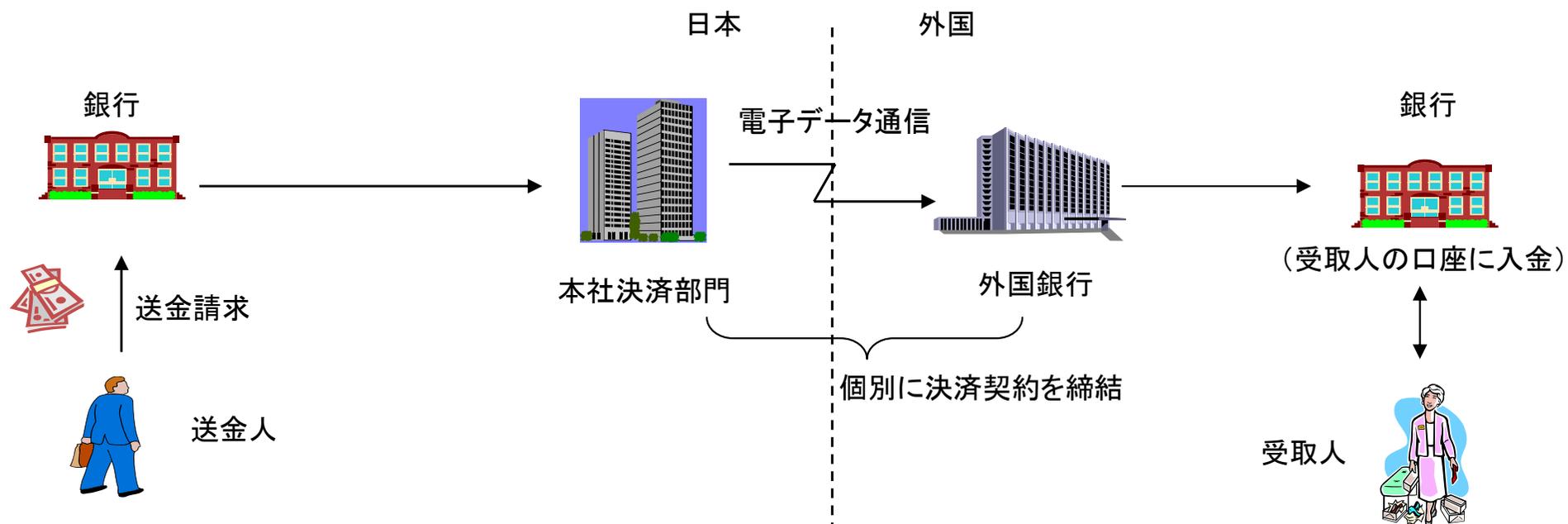
国際郵便為替・国際郵便振替業務に関する法体系(ゆうちょ銀行)



(参考) 一般の銀行における国際送金の仕組み

口座あて・口座間送金

- 顧客からの現金の持込み又は顧客の口座からの送金請求を受け、決済契約を締結した海外の銀行を通じ、海外の銀行の指定口座に入金する。情報の伝達にはSWIFT(民間銀行の国際的な情報伝達システム)等を使用し、207か国・地域に送金可能。



- 一般に、住所あて送金サービスは提供していない(銀行が小切手を発行し、お客さま自身が何らかの方法で受取先に送達することが必要。)

今後の郵便局における国際送金サービスに関する検討の視点

<現 状>

- ゆうちょ銀行を国際郵便為替・国際郵便振替の業務主体と定めているのは、経過措置での旧郵便為替法・旧郵便振替法の読替えによるものであり、民営化法における移行期間後の業務の主体については法律上規定されていない。
- 現在のUPUの郵便送金業務約定は具体的な締約国間の業務実施を義務づけておらず、実際にどの国とどのようなサービスを行うかについては、それぞれの業務実施態勢等を踏まえて指定事業者間で締結する取決めに委ねられている。
- UPUでは、現在の約定に比べ締約国・指定事業者により強い義務や制約を課す方向で、新しい郵便送金業務約定の案について議論されている。

<課 題>

- 郵便局における国際送金サービスを、UPUの約定に基づく業務として継続していくことが必要か。(事業者間の合意のみに基づく形の業務に移行することで問題が生じないか。)
- UPUの約定に基づく業務として郵便局における国際送金サービスを継続していくとした場合、どこを業務主体として位置づけることが適当か。

関連条文

○ 民営化後の国際郵便為替・国際郵便振替業務の主体を定めている規定

- ・郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第9条により読み替えられた旧郵便為替法第2条
郵便為替の業務は、この法律の定めるところにより、当分の間郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。)が行う。
- ・郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第13条により読み替えられた旧郵便振替法第2条
郵便振替の業務は、この法律の定めるところにより、当分の間郵便貯金銀行(郵政民営化法(平成17年法律第97号)第94条に規定する郵便貯金銀行をいう。)が行う。

○ 上記の経過措置の期間を定めている規定

- ・郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第2条
(第1項) 附則第4条、第8条、第9条、第12条、第13条、第42条、第45条第2項及び第3項並びに第46条第2項及び第3項の規定は、平成29年9月30日限り、その効力を失う。
(第2項) 前項に規定する規定は、郵政民営化法第104条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日以後は、適用しない。
- ・郵政民営化法第104条
郵便貯金銀行については、次に掲げる日のいずれか早い日(以下「郵便貯金銀行に係る特定日」という。)以後は、前条の規定にかかわらず、この節(第106条及び第122条第3項から第5項までを除く。次条第1項において同じ。)の規定を適用しない。
 - 一 第62条第1項の規定により日本郵政株式会社が郵便貯金銀行の株式の全部を処分した日
 - 二 次条第1項の決定があった日
- ・郵政民営化法第105条第1項
内閣総理大臣及び総務大臣は、郵便貯金銀行について、内外の金融情勢を踏まえ、次に掲げる事情を考慮し、この節の規定を適用しなくても、郵便貯金銀行と他の金融機関等(預金保険法第2条第1項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法(昭和48年法律第53号)第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この節において同じ。)との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害するおそれがないと認めるときは、その旨の決定をしなければならない。
 - 一 日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行の議決権がその総株主の議決権に占める割合その他他の金融機関等との間の競争関係に影響を及ぼす事情
 - 二 郵便局株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社その他日本郵政株式会社が設立した株式会社の経営状況及びこれらの株式会社(郵便貯金銀行を除く。)と郵便貯金銀行との関係